

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

6 年

6 月

26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ともスキンクリニック うめだ皮ふ科クリニック	下関市大字石原一二七コスマ新下関クリニックビル二F	令和 六・七・一
岩国市錦見六丁目一四番三三三号	"	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

6 年 6 月

26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
けんぞう内科クリニック	下関市豊浦町一丁目四番二四号	令和 六・六・一
すずらんレディースクリニック	佐々木医院メディカルプラザ 山口市泉都町九番一三号	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

6 年

6 月

26

日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ローズデンタルクリニック新下関	下関市富任町八丁目八番一八号	令和 六・七・一六

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

6 年

6 月

26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いちか薬局 店	山口市平井三〇〇番地一（一〇一号）	令和 六・六・二七
イオン薬局防府店	山口市泉町九番二号	六・二八

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

6 年

6 月

26

日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マリン薬局上宇部店	宇部市山門四丁目一―二四	令和 六・六・一
平井薬局	山口市平井二九八一六	"